

贈与税の時効②

贈与税の時効後に贈与登記

前回は贈与の時効が認められた事例ですが、一方で贈与の時効が認められなかったケースがあります。

昭和 60 年 3 月に、土地 115 坪と建物について、贈与契約書を公正証書で作成しました。60 代の父親は、これを 30 代の長男に贈与し、長男は受諾しました。そして父親は長男に、この時点で引き渡しを行いました。しかしこの贈与について、申告を行わず贈与登記も行いませんでした。したがってその結果、税務署にも知らされることはありませんでした。

そして 7 年の時効を迎えた後、平成 5 年 12 月に、長男は贈与登記をしました。

税務署は昭和 60 年の贈与ではなく登記日である平成 5 年 12 月の贈与という見解とし、時効にはかからず平成 5 年の路線価で贈与税の課税処分を行いました。この場合、贈与税本税 1.1 億円と加算税が課税されました。

通達においては、「贈与による財産の取得時期は、書面によるものについてはその効力発生時、書面によらないものについてはその履行時である。」とされています。公正証書は信用力があり書面による贈与であることから、昭和 60 年の贈与による財産取得であるから当然時効であるとして、この親子は、税務署と争いました。

判決では時効が認められなかった

名古屋地裁の判決は、「本件公正証書は贈与税の負担がかからないようにするためにのみ作成されたものであり、従って本件公正証書(昭和 60 年)に贈与がなされたものではない。そうすると本件不動産を贈与したのは書面によらない贈与によるものということになるが、書面によらない贈与の場合はその履行時(平成 5 年)に贈与による財産取得があったと見るべきである。」という内容でした。

納得できないこの親子は、最高裁まで上告しましたが、公正証書で贈与をして時効まで待ったという主張が通りませんでした。

平成 5 年の路線価水準はほぼ史上ピークであり、そんなバブル路線価で課税された贈与税は 1.1 億円でした。ちなみに昭和 60 年路線価であればバブル以前であり、贈与税はバブル時の何分の 1 であったと考えられます。

現在の当該土地の路線価評価額は 6~7,000 万円です。結果として、加算税を含めて 2 倍もの贈与税を払うことになってしまいました。

